

Ⅲ 遺存地割・地名による 平城京の復原調査

1. 目的

平城京条坊の復原図としては、早く嘉永5年(1852)に北浦定政の考定した「平城大内裏坪割図」があり、また明治40年(1907)には関野貞が、旧陸地測量部2万分の1地図を拡大した1万分の1図に復原条坊を記入した「平城京及附近斑田古今対比図」がある。ともに『平城京及大内裏考』（東京帝国大学紀要工科第3冊）に付図として収められており、それらには文献史料にみえる古い地名や、小字名も記入されている。いずれも主として遺存する条坊大路の痕跡をもとに、条坊制に従って平城京全体を推定復原したものである。そのうち北浦定政のものはなお簡略で、外京も含まれていないが、関野貞の復原図はかなり精密で、今日に至るまで平城京復原図の基本と認められ、広く利用されている。

しかしこの関野の復原図も、なお縮尺の大きな地形図のない時期の作業であったため、小路に至るまでの細部を実地の地割と対照して現地に即した復原を行なうなどのことは行なわれておらず、図上における計測推定復原にとどまっている部分が多い。しかるに、最近に至つて平城京域の開発は急速に進み、耕地の宅地化が無秩序に行なわれるのに対して、京の条坊の保存は若干の大路の復原を除いて全く顧みられず、また京内遺跡の調査も主要寺院以外はあまり行なわれていない。従つてこのままの状況が進めば、平城京は国費による買上げの実現した平城宮以外、街区については何らの調査も行なわれぬまま、ほとんど消滅してしまう恐れが大きくなってきた。そこでこのような平城京の危機に際して、一方では近時精密な地図や航空写真が作成されてきているのを利用して、京内およびその周辺に遺存している古い地割を明治初年の地籍図と対照しながら、綿密に図上にたどることによって、現地にもっとも密着した平城京の具体的復原図を作成し、併わせて改めて字界と字名を調査し、これによって現時点において能う限り詳細正確な平城京を図上に復原記録して消え行く平城京に対処するとともに、ぜひ条坊の保存復原や京内遺跡の調査保存に役立たせたいと考えた。このような意図から、さきに奈良市によって設けられた平城京保存調査会の「平城京復原保存計画に関する調査」の一つとしてこの作業を分担することとし、昭和44・45年度に作業を行ない、その概要は47年に刊行された『平城京の復原保存計画に関する調査研究』のなかで報告したが、今次の朱雀大路発掘調査の予備調査としても、さらに調査考察を補充深化させるとともに、復原図の整備を期した次第である。

2. 方法と経過

方法としては、まず最初に奈良国立文化財研究所が昭和37年12月に撮影した航空写真から図化した1000分の1地図、またなお当時図化されていなかった部分については2000分の1に拡大された同じ航空写真と大和郡山市作成の1000分の1都市計画図、この三種を基礎図とし、それ

に奈良市役所（一部は大和郡山市）保管の旧大字地籍図（明治22年作成のものを基本とする）を用いて、一筆ごとの地割を改めて確認しながら記入し、その際地籍図と現在の地割が変化しているものは地籍図に従って旧に復し、併わせて小字名・小字界をも記入することとした。この作業を左京・右京・外京・北辺の京域内はもちろん、周辺の京北・京東・京南の各条里区についても必要な範囲で実施し、その結果に基づいて平城京条坊地割を復原したものを、まず8000分の1縮尺の「遺存地割による平城京復原図（未定稿）その1・2・3」（青写真図）としてまとめあげた（その1は45年2月作成、その2・3は45年10月作成）。

また別に復原と遺跡の究明に資するため平城京域に関する史料を文献・文書から広く蒐集してカードに要項を記入する作業を併行して進めることとした。こうした調査はすでに大井重二郎の『平城京と条坊制度の研究』でも試みられているが、改めて史料を博捜し、それによって大路・小路の判別、河川流路の変化とその時期などを検討し、以上の結果を「平城京関係史料分布図（未定稿）」（未刊）として集約した。

つづいて昭和47年には平城京保存調査会の中間報告を記した奈良市企画部企画課編『平城京の復原保存計画に関する調査研究』の付図として、以上の調査による条坊地割の復原結果を奈良市役所によって新たに作成された2500分の1奈良国際文化観光都市計画図に改めて記入し、これを1万分の1に縮小したものを「遺存地割による平城京の復原」と題して収めた。

今回の調査は以上のような平城京保存調査会による作業を継承して、さらに復原図を補充整備するとともに、その成果の上に立って朱雀大路調査に関しても考察を加え、さらに広く平城京の条坊制や京内遺跡についても保存的見地から検討を加えることとした。そこでこれまでの作業段階では未完であった奈良国立文化財研究所による平城京域の1000分の1地形図が、その後ほぼ京域全体にわたって完成したので、今回はそれを全面的に基本図として採用することとし、これに既往の調査に基づく条坊街路の遺存地割、および小字界・小字名などを改めて記入することとし、そのため奈良市役所・大和郡山市保管の地籍図についてさらに全面的に検証を加え、また史料の追加蒐集をも併わせ行なった。そして本報告書の付図としては、条坊街路の遺存地割を基本図に記入したものを8000分の1に縮小して収めることとし、これに小字名および蒐集した文献史料にみえる地名のうちから平城京の復原的考察に資するかとみられるものを抽出して付記し、また朱雀大路と二条大路の断面図を作成して加えた。そしてこうした作業の結果を検討しながら、平城京の復原と遺跡についての考察を進めた次第である。

3. 成果と考察

以上のような遺存地割・地名による平城京の復原調査によってえられた成果のうち、その主要な事項について以下概要を記し、併わせて若干の考察を付記することにするが、この調査研究はまだ基礎資料がようやくほぼ整った段階であり、以下の記述も中間報告の域を出ない。しかし今後の調査・保存にも関係するところ大きいと考えるので、この機会に概要を報告することとする。

1 まず遺存地割を地籍図に即しながら一筆ごとに精密な地図上に記入し、それに基づいて条坊街区を復原するという作業によって、平城京の全域がはじめて実際の土地に即して具体的に

復原できたことは有意義な成果と考えられ、それから学術研究上種々の問題が導き出されることはもちろん、それとともに朱雀大路をはじめとする平城京条坊制の復原・保存に関しても貴重な基礎資料がえられたと思われる。ところで現存する地割が条坊区画の痕跡を示す場合の多いことは、復原図をみても明らかであるが、ことに大路・小路の道路敷に面するとみられる畦畔の場合は、それが築地の遺構と一致することが多い。このことは平城宮周辺や、羅城門・西隆寺などの発掘調査でもすでに確認されたことであるが、今回の朱雀大路の調査でも、築地そのものは検出されなかったが、同様の関係は実証されたといえよう。

2 このようにして京城全体について条坊街区の設定状況を詳しく検討することができたが、その結果は付図に明示されているように、丘陵部の多い右京にも予想外に整然たる条坊街区の存在することが明らかになった。とくに三条・四条は西京極まで、また二条・五条もその近くまで街区の痕跡が遺存地割に認められる。このような遺存地割から推定される平城京条坊の設定状況はまた別に文献史料にみえる京内条坊坪の表記の分布結果とも一致するから、平城京において実際のどの程度の範囲に街区が設定されたかは、これによってほぼ知りえたとできよう。

3 このように遺存地割によって京全域を復原した場合、条坊街区の全く認められないのは右京西辺のごく一部であることが明らかとなったが、条坊街区の認められる部分についても、条坊の大路・小路の道路敷が地割として明瞭に遺っている場合と、単に条坊坪の区画が1本の畦畔としてしか認められない場合とがあり、しかも両者はある程度地域的に分かれて存在しているようにみえる。

こうした地域的な差異がどうして生じたかは、河川の氾濫など後次的な要素をも考慮しながら慎重に検討を加えなければならないが、ことに朱雀大路の両側1坊分、すなわち左京・右京の各一坊は宮の南から南京極に至るまで、大路・小路の道路敷が非常にはっきりと遺っていて、条坊制の街区をほぼ完全に復原することができる点は注意を要する。平城宮の正面に当たるこの部分が他と異なってとくにこのような状況にあることを、平城京建設時における何らかの特別措置と考うべきかどうかは今後の平城京研究の課題の一つであろう。

4 道路敷と推定される地割によって大路・小路の幅員、というよりも両側溝を含めた築地心々間の距離を地図上で概測して知ることができるが、これは遺存地割による、しかも地図上の概測であるので、場合によっては±1mほどの偏差は認めなければならないだろうし、正確には発掘調査の結果をまたねばならないが、その概要はうかがいよう。

a. 朱雀大路 朱雀門から羅城門まで道路敷の地割が遺っているので、それによってほぼ完全に復原できるが、ただ右京の七条一坊三坪から九条一坊一坪にかけてだけは、大路西側の線が前後と途切れ、その間だけやや西に張り出した畦畔の線が認められる。その部分以外、地割の明瞭に残る部分では、幅は等しく約90mで、延喜式の垣心々間28丈≒84mより広い。

b. 東一坊坊間大路・西一坊坊間大路 坊間に大路の通じているのは、やはり平安京と同じく東西一坊のみで、その道路敷はともに宮南から南京極まで明瞭に遺存している。その幅は約36mで、延喜式の10丈≒30mより広い。

c. 東一坊大路・西一坊大路 東一坊大路は八条の半ばまでほぼ道路敷が遺存しているが、西一坊大路は現在県道奈良大和郡山斑鳩線として利用されているに拘らず、道路敷の地割は部分的にしか残っていない。しかしともにその幅は一坊坊間大路よりやや広く、約42mと概測で

き、延喜式の12丈 \approx 36mよりこれもやはり少し広いようである。

d. 西二坊大路・西三坊大路 二条あるいは三条に部分的にしか道路敷の地割が遺っていないが、ともに27~28mで、一般の条の大路と同じ幅員であったらしく、延喜式も条大路と同じく8丈 \approx 24mとしている。

e. 西京極大路 西京極の線は付図に示すように僅かしか認められず、大路の痕跡もない。

f. 東二坊~東六坊大路 いかなる事情によるのか、いずれもほとんど道路敷地割が遺っていないので、確定的なことはいえないが、東三坊大路に関しては不退寺西方に幅約22mの道路敷地割が存する。この部分は発掘調査が行なわれ、東一坊大路東側溝とその東の築地が地割通りに検出されたが、道幅19m分を明らかにしたにとどまり、西側溝には発掘が及ばなかった。しかし西二坊・三坊大路と同じ幅をもつ可能性はあろう。東四坊大路は六条以南は京極大路となるが、幅約20mほどの道路敷かとみられる地割を断続的に認めうるに過ぎない。

g. 東京極大路 現在の道路は拡幅されているので、その西縁と東大寺転害門築地線との間の距離は正確にはわからないが、約40m前後であったと推測できる。延喜式は東京極大路は10丈 \approx 30mとする。

h. 一条北大路 西大寺の北に幅約20mの道路敷とみられる地割が遺存するが、延喜式は北京極路を10丈 \approx 30mとする。ただし宮の北築地線にそって幅約56mの遺存地割が部分的に認められるが、この幅はつぎに述べる宮南面の二条大路の遺存地割幅と一致するので、いちおう道路敷として検討する要があろう。

i. 一条南大路 西隆寺の南方、および法華寺東方の遺存地割によると、他の条大路と等しく約28mと計測される。延喜式は北京極路と等しく10丈。

j. 二条条間大路 一条条間大路の存在は遺存地割からは確認できず、文献史料でも大路とも小路ともみえる。これに対して二条条間大路は西京極近くまで道路敷地割が遺存し、また法華寺の南辺などでも認められる。幅は約24mで、延喜式の10丈 \approx 30mよりこれも狭い。ただし東院南面では約34mとなっているが、これは発掘調査の結果、宮周囲に幅約10mの埒地が存するため、地割として遺る築地心々間の距離が広がっているのであろう。

k. 二条大路 宮の南面では幅約56mの地割が認められるが、発掘調査の結果によって埒地・側溝などを除いた路面幅は約35mであることが知られた。しかしそれ以外の部分には他の条大路と等しい幅約28mの地割が存し、興福寺々域の北限でもその関係が指摘できそうである。なお延喜式では宮城南大路を17丈 \approx 51mとする。

l. 三条~八条大路 いずれも朱雀大路の東西に遺存する道路敷地割の示すところでは幅約28mで、延喜式は8丈 \approx 24m。なお外京の南京極に当たる部分の五条大路においても如上の事実が遺存地割によって確認できる。

m. 南京極大路 左京の部分に断続的に道路敷地割が遺存するが、それは幅約22mで、他の条大路より狭い。しかし他の条大路とは構造が異なる点を考慮する必要がある。延喜式は南京極大路12丈 \approx 36m。

n. 小路 10m前後の幅の地割を示す場合が多い。市庁舎建設予定地(左京三条二坊)発掘調査では路面幅約5m、築地心々間約9mの小路遺構が検出された。延喜式は広さ4丈 \approx 12m。

5 以上のごとく、築地と築地の間の道路敷を示すと推定される遺存地割によって各条坊の大

路を復原し、これを延喜式に規定されている平安京の条坊大路と比較すると、下記のようになる。各大路間における幅員の相違状況など両京一致する点が多いが、幅員の数値は概ね平城京の方が広い。なおこれらの概測値の間にある関係があるようにもみられるが、それらを通して平城京街区がいかなる尺度によって設定されたかを検討するのは今後の課題であろう。

	平城京	平安京		平城京	平安京
一条北大路	約20m	} 10丈 約30m	朱雀大路	約90m	28丈 約84m
一条条間大路	?		一坊坊間大路	約36m	10丈 約30m
一条南大路	約28m		一坊大路	約42m	12丈 約36m
二条条間大路	約24m	10丈 約30m	他の坊大路	約28m	8丈 約24m
宮城南二条大路	約56m	17丈 約51m	京極大路	約40m	10丈 約30m
三条～八条大路	約28m	8丈 約24m			
南京極大路	約22m	12丈 約36m			

6 つぎに条坊大路の位置・幅員が推定できると、それに従って京城、および各条坊の広さを地図によって概測することができる。まず朱雀大路において各条の間隔を計測すると、Fig. 14-[1]のごとくで、宮北限の築地心より南京極大路南辺までは4778m、これに宮城北大路かと推定される地割の幅を加え、また羅城門築地心までを計測すると4858mとなる。この数値は1条が平均約531mとなることを示しているが、各条の間隔についてみると、実際は1条、または半条の長さにかなり長短があり、ことに七条、とくにその南半条分は長く、八条が逆にな短かくなっていることが注意される。

7 同じように京の東西幅を二条大路で計測すると、朱雀門中心より東京極大路東縁(東大寺転害門築地心延長線)までが3739m 同じく東四坊大路中心までが2128m、また朱雀門中心より西京極線までは2157mで、左京・右京の4坊分を比較すると、右京が長く、1坊の平均距離は左京が532.0m、右京が539.2mとなる。Fig. 14-[2] は同じように各坊間隔を三条大路上で図上計測した数値であるが、右京の三坊・四坊がとくに広く、反対に左京四坊が狭くなっている、右京が左京より幅広くなる原因となっていることが知られる。平城京の条坊計画やその寸法につ

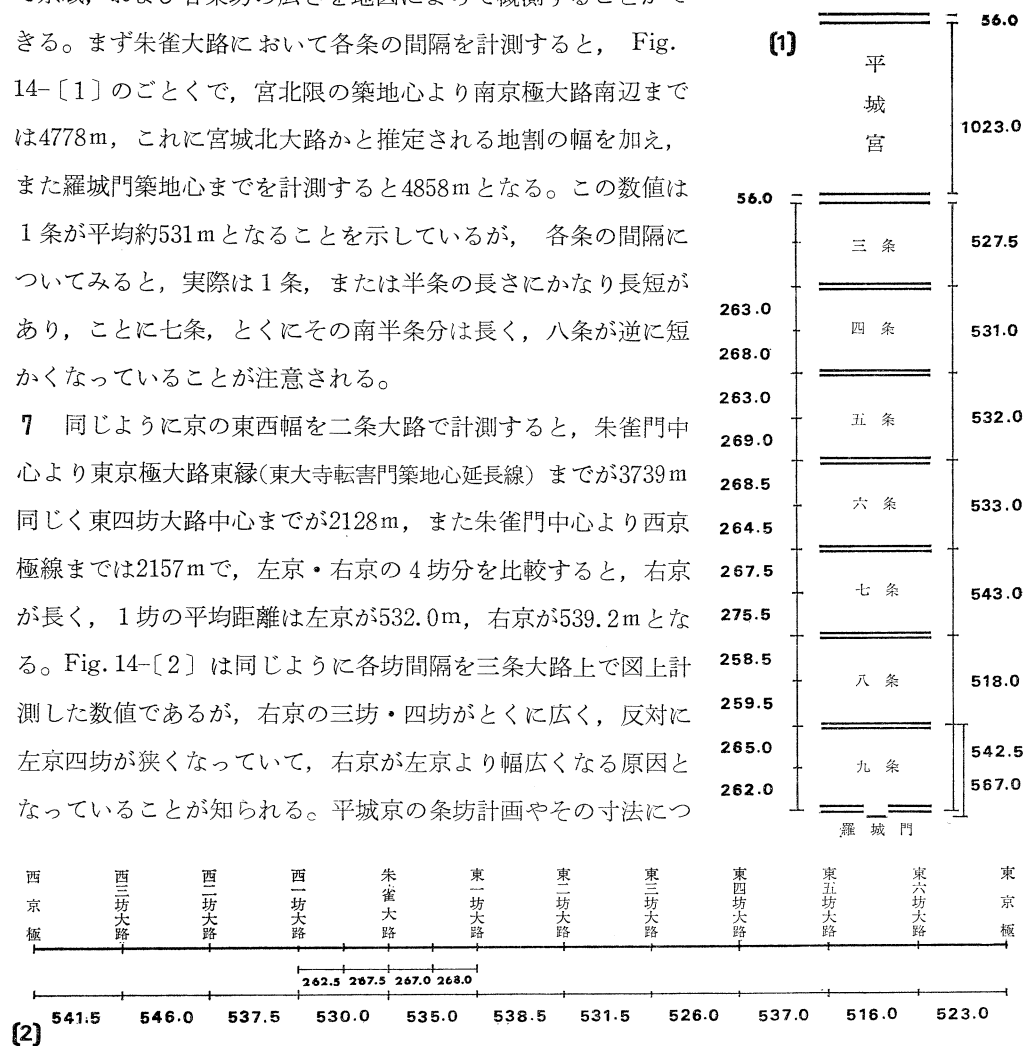


Fig. 14 条・坊間距離の概測値

- 〔1〕 朱雀大路上における条間距離の概測値
- 〔2〕 三条大路上における坊間距離の概測値

いては種々論ぜられ、外京の東西方向の寸法が短いのではないかという問題も提起されていて、この計測値もいちおうその傾向を示しているが、それらの問題も改めてこうした復原結果の上に立って慎重に検討する必要があるだろう。

8 また京域の条坊街区は正しい方格に従って計画されたと思われるが、詳細に検討すれば部分的に若干の歪みがあるようで、たとえば左京の東南隅付近は方格に合致せず、朱雀大路中心と東京極間の距離が、さきに述べた朱雀門中心と東四坊大路中心間の距離より若干長くなっているようである。

9 つぎに外京は一条が存在せず、二条から五条までであったというのが関野貞の復原以後定説となっているが、付図に示したごとく、一部に条坊区画の痕跡らしい地割が認められる。しかし、文献史料ではやはり外京一条の存在を示す史料は発見されないので、このことから直ちに外京一条の存在を主張するのは尚早かも知れないが、東京極大路についてみると、それが一条南大路、すなわち東大寺転害門よりもさらに北に延びていたことが、天平勝宝8歳(756)東大寺四至図によって知られるほか、現状でも地割に認められる。またその起点と考えられる奈良坂町の三叉路の地点は、ちょうど平城宮北限の東への延長線上に位置する。この事実は単に東京極大路だけの問題ではなく、外京も本来は一条から始まっていたのではないかという推測を強くさせる。

なお外京五坊の六条京極大路の南にも、1町(坪)分ほど条坊制地割の延長らしいものが存在し、それが京東条里と接触している状況が知られる。

10 これに対して右京北辺坊の北端には大路の痕跡を示す地割がなく、すぐ京北条里に移行している。

11 遺存地割・地名を検討することによって、平城京当時、京の内外を流れていた河川の旧流路を復原することも可能である。

a. 平城京の東市は天平勝宝八歳(756)東市庄解や知恩院蔵市図などによって、左京八条三坊の五・六・七・十・十一・十二の6坪に位置することが知られており、東堀河はその西辺、すなわち同じ八条三坊の二～四坪の東寄りをやや斜めに流れていた。しかし現存地割による限り、その位置には東堀河の痕跡を認め難い。東堀河に相当する佐保川は現在は五条大路付近から斜めに西南に流れ、朱雀大路と七条大路の交点からまっすぐ羅城門に向かって南流しているが、この流路は中世末以後のものらしく、それ以前の流路については、遺存地割・小字名・文献史料などによって、現在の流路の少し南を同じような方向に流れていた時期のあったことが推定できる。つぎに文献史料によって知られる佐保川の動向を参考として記しておく。

- ・左京三条三坊十二坪は字「石ヶ町」であるが、天文2年(1533)の文書には「字石カ町」の水田について「添上郡三条佐保川西従大道北」と記し、四至の東は岸とあるから、ここを佐保川が流れていた時期もある〔東大寺文書〕。
- ・右京六条二坊十五坪の東は仁和3年(887)には大路であったが、正暦5年(994)には河(佐保川)が流れ、嘉暦3年(1328)にも東は河とみえる〔唐招提寺文書・東大寺文書〕。
- ・左京七条二坊十二坪の西を建久6年(1195)に佐保河が流れていた〔東京大学所蔵文書〕。
- ・左京九条一坊十六坪の田地について、永仁6年(1298)の記録に「字辰市河西ニアリ」とある

〔西大寺田園目録〕。

- ・左京九条一坊十坪の東は保元元年(1156)9月の文書によると、小路であるが、寿永2年(1183)2月の文書には川と変わり、以後建久2年(1191)・建長6年(1254)の文書にも東は河と記されている〔久原文庫所蔵文書・東大寺文書〕。

b. 西堀河の流路はほぼ現在の秋篠川に当たり、西二坊大路の1坪西を南流する。秋篠川がいまのように八坊大路にそって東折し、朱雀大路上で佐保川に合流するのは、慶長元年(1596)の郡山城外廻り惣堀普請によるもので、平城京当時はそのまま南流していたらしい。郡山城外濠はその旧流路の一部に利用したもので、さらにその南には「古川」の小字名が残っている。なお秋篠川は氾濫して宮の西南隅を流れたことがあり、そのことは地割の乱れと「谷田」という小字名から知られるが、発掘調査でも確認された。この流れに関係するものであろうか、その南右京三条一坊十二坪が「字鴨池」・「字鴨池田」とよばれていたことが、建久元年(1190)の文書〔東大寺文書〕などによって知られる。

c. 東四坊大路が八条・九条において東京極路となっている部分の東側に接しては「牛池」・「古池」とよばれる南北に細長い池、「西谷」・「池側」・「瓦田」・「河原田」などの小字名や河川の流路であったとみられる地割が遺存している。これらの点から能登川と合流した岩井川は現在は七条大路を西流して朱雀大路上で佐保川と合しているが、平城京当時は京外を南流していたのであろう。そして地藏院川に合流するか、あるいはさらに南下して廣大寺池からの流れと合して西流していたとみられる。地藏院川の南には河川の旧流路であることをはっきりと示す地割と「古川」の字名が遺っている。なおこうした流路が自然のものでなく平城京設定に伴う改造であったことは、東から西にのびる字「西山」「城殿山」の微高地を断ち切って流れていたらしいことから知られよう。

さらに菩提川も大森町付近の古い地割や、南北に長い字「谷」や長池の存在から推して、これも同じように平城京造営時に東四坊大路の1坪ほど東を南下して岩井川に合するように掘開されたのではなかろうか。

こうした京造営に伴う河川流路のつけ替えは平安京の鴨川や長岡京の桂川でも行なわれたらしいが、その先例が平城京にあったことがこれらの事実によって明らかになったといえよう。

d. 京の東南隅に当たる位置に現在五徳池とよばれる池があり、その北に接する字「池ノ内」を含めてかなり大きな池であったらしい。この池の位置はちょうど長安城芙蓉園の曲江池の所在地に当たっていて、平城京当時から存したか否かが問題であるが、この池は日本霊異記にみえる越田池ではなかろうか。すなわち西大寺田園目録に「添上郡南一条三十二三坪内二段^{字コシタシリ}北道代」とみえるのは、いわゆる京南辺条里のうちで、その坪付と現存する小字名から推して、五徳池に接する西南の地と推定され、また「字北道代」は付近に「京道」という小字名の存することから、中ツ道に関係すると考えられる。従って「字コシタシリ」(越田尻)の地名から、この池を越田池としてよいのでなかろうか。なお弘仁元年(810)平城上皇が川口道をとって東国に向わんとして添上郡越田村から引き還えしたというのも、中ツ道を南下せんとしたのであろう。また日本霊異記によると、越田池の南、蓼原里には薬師如来木像を安置した蓼原堂があったというが、いま五徳池の南には「堂ノ前」「瓦山」の小字名が遺っている。

e. やはり京内を流れる菰川ははじめ田村川とよばれ、西堀河とほぼ対称の位置を南流するの

で、はじめ東堀河として堀開された可能性のある川であるが、文献史料では建暦2年(1212)に左京四条二坊六坪を流れていたのが初見である〔筒井寛聖氏藏東大寺文書〕。現在は六条大路の北で佐保川に合流しているが、以南も八条の半ば辺りまで南流の地割らしきものが認められる。

12 その他遺存地割の状況からみて注意を要するとみられる地点を若干指摘しておく。

a. まず朱雀大路上では、七条条間路との交点において、東西から菰川と秋篠川の流れが流れてきて、南に対して凸字状の地割を形成している。6に述べたように、条間間隔の乱れているのはここから南である。

b. 同じように羅城門の前面にも南京極路南縁より大きく張り出した地割が認められる。またその東西、左京と右京の九条一坊五坪の西南隅および東南隅付近から、京外廓線に向かって斜めの畦畔が東西対称的に延びている。

c. 朱雀大路を中心に対称的位置にある左京・右京の各六条一坊六坪、および五坪の地割が、同じようにやや特殊で、あるいは東西対称的な何らかの遺跡があるのかも知れない。なお平安京では京職が三条一坊三坪、鴻臚館が七条一坊三坪にそれぞれ左右京対称的に位置する。

d. 左京九条三坊十二坪の南、南京極の線に南に突出した畦畔があり、そこから京南条里の起線、あるいは地藏院川まで、幅約28mの縦長の地割がつづく。小字名は北から「上ツク田」「中ツク田」「下ツク田」および「渡戸」であるが、「中ツク田」の東西には「古川」「樋詰」があり、この地名が旧河道である可能性を示している。しかしこの地割はやや細まりながら、八条三坊十坪、すなわち東市の中まで断続的につづいており、fで述べる中ツ道との間隔が約1里(=5町)であるので、河道か否かの確認が必要である。

e. 左京南京極と京南条里の起線との間には京南辺条里とよんでいる特殊条里区があるが、その南北長は条里制の4坪(4町)余である。この最南列の坪は縦長で、1町に余る部分が横長の地割を形成している部分もあるが、その一つに「道代」の小字名があり、またその少し東には「大道ノ上」の小字名がある。この部分にそうした東西の大道が通じていたかどうかは、この特殊条里区と京南条里の起線の問題とともにさらに課題として検討を要する。

f. 五徳池の西南に幅約22mの縦長の地割をもつ字「京道」があり、その南は「ハサマ」「橋本」「浮世橋」とつづく。これは中ツ道の遺存地割とみられ、その幅員は今回検出された下ツ道の幅に近い。

g. 平城京の東へ張出した東院地区の北部には、法華寺と内裏を結ぶ幅約30mの東西に延びる道路敷らしい地割があり、またその北1坪をへだてても東西の道路痕跡らしいものが認められ、これらは左京一条二坊の条坊区画にほぼ合致する。またこれらに直交する南北の小路らしい地割があるが、それは少し西にずれるようである。いずれもこの地域の性格を考える上で検討を要する。

h. 秋篠川から西市推定地を横断して西にのびる幅約40m前後の地割があるが、これも注目される。

13 つぎに小字名、あるいは文献史料にみえる地名から推定される遺跡について、若干の点を指摘しておく。

a. 左京四条二坊九・十・十五・十六坪は字「田村川」であるが、長徳4年(998)諸国諸庄田地注文定〔東大寺要録〕では同十二坪と五条二坊九坪が「田村地」で、その一域に藤原仲麻呂

の田村第, および田村宮のあったことが推定される。また延喜2年(902)太政官符を勘案すれば, 五条二坊九坪は園地, 四条二坊十二・十一坪が田村宮・田村第であったらしい。なおつぎの14のe参照。

b. 左京三条四坊十一・十四坪は字「牛屋」で, 付近に「宮前」「石町」「金池」などの地名がある。右大臣藤原是公は牛屋大臣とよばれていたので〔公卿補任〕, その私第址かともみられるが, 是公が右大臣となったのは延暦元年(782)で, その翌年には田村第に住んでいたことが明らかなので, なお検討を要する。

c. 右京二条二坊の約7坪が字「大臣」で, 永仁6年(1298)西大寺田園目録にもその十一・十四坪が「字大臣院」と記されていて, 誰かの大臣の私第があったらしい。公卿補任によると左大臣橋諸兄は西院大臣と号したらしく, 同じ田園目録によって秋篠川を「サイ河」(西院川・道祖川か)とよんだことが知られるので, あるいは橋諸兄の邸が付近にあったのかも知れない。

d. 右京三条一坊十三坪・同三条二坊四坪は字「斉音寺」という。そのうち四坪からは古瓦が出土するというが, 斉音寺は藤原清河の家を寺とした済恩院の後身であろう。とすれば付近に藤原清河の邸があったことになるが, 一説は唐招提寺の北をその遺跡とするので, 再考を要する。なお大字名として遺る「興福院」は内大臣藤原良繼の家を捨てて寺としたものの後とみられ, そのことは公卿補任が良繼を弘福院大臣とよんだと記していることから推定される。興福院の遺跡は左京四条二坊十坪付近にあるらしい。なおつぎの14のe参照。

e. 法華寺の東, 一条南大路の南と北に「堂ノ前」「堂ノ後」の字名が遺っているが, 延暦僧録や続日本紀に石上宅嗣が住宅を捨てて阿闍寺を建て, その東南隅に漢籍を蔵めた芸亭院を造ったとみえるその遺跡を, この付近に推定する説がある。

f. 行基年譜によると菅原寺の西の岡に長岡院があったという。西大寺田園目録によると, 菅原寺の西, 右京三条四坊九坪は「字法陀寺」という。なお公卿補任に左大臣藤原永手は長岡大臣と号したとみえる。

g. 建長3年(1251)西大寺検注目録によると, 右京一条北辺四坊三坪は「字本願ノ池シリ」というが, そこには称徳天皇山荘跡と伝えられる庭園遺跡があり, その西方に「字スケノ池」のあることが西大寺田園目録により知られるので, 藤原武智麻呂が詩宴を開いた習宜別業もその付近かも知れない。

h. 西大寺田園目録によると, 左京九条三坊四坪は「字辰市ノ南八鳥」, 左京九条四坊二坪は「字ホツミ堂」というが, それぞれ日本霊異記にみえる服部堂と穂積寺の所在地と推定されている。

i. 左京九条六坊五・十一・十二坪にかけて字「榎葉井」が存し, その西に1坪ずれて「五ノ坪」がある。永承6年(1051)文書によると, 左京五条六坊五坪は東大寺佐伯院領であり〔股野家蔵東大寺文書〕, また文治2年(1186)文書では, その坪は「字佐伯院」とある〔大橋文書〕。この地については天平勝宝9歳(757)の左京職勘文〔随心院文書〕に絵図があって, 一般に五条六坊十一~十三坪と五条七坊四坪が佐伯院領で, 五条六坊十四坪が井戸のある大安寺園で, 同五坪に葛木寺があったとみている。しかしその井戸を「榎葉井」とし, また五坪が「字佐伯院」であったとすると, 1坪西にずらせて五条六坊六・五・十二・十三坪を佐伯院領, 十一坪を大安寺園, 四坪を葛木寺とした方が矛盾がない。絵図にある南北道は少道で, 東六坊大路とは記され

ていないし、葛木寺を四坪とみれば、その真南に字「葛木」が存することになる。

j. 右京西南隅の字「植槻筋」は殖槻寺の遺称地とみられるが、寺址はその北の字「北田中」付近と推定されている。

14 その他の小字名に関して注意される点を列記しておく。

a. 平城宮の北方字「門外」の北、下ツ道延長線付近に「衛門戸」、左京三条三坊五・六坪に「衛門殿」の小字名が遺っている。

b. 左京三条二坊九坪に「大蔵」、左京四条四坊十・十五坪に「下蔵町」「上蔵町」の小字名が遺っている。

c. 唐招提寺と薬師寺の間に「大納言」、その東南、右京六条一坊に「大保」(右大臣か)の小字名がある。

d. 左京三条一坊の字「ニブ」はその位置が平城宮壬生門の南に当たることから、「ミブ」の転化ではなかろうか。

e. 田村宮推定地の左京四条二坊十三坪の西辺は「朱雀田」とよばれ、宮南門との関係が想定されるが〔京都大学所蔵東大寺文書〕、右京四条二坊十四坪にも「字朱雀タイ」の地名が存した〔西大寺田園目録〕。付近に済恩院や弘福院があったと伝えられるので注目される。

f. 右京二条四坊十三坪は西大寺田園目録によると「字法世寺」であり、一帯は字「法専寺」という。付近から複弁八葉蓮花文軒丸瓦を出土する。

g. 疋田に字「京内」があるが、その地は京域外に属する。

15 朱雀大路に関しては薬師寺黒草紙に左京六条一坊一坪の地の西は「朱雀」とみえるのみで、朱雀大路の称呼はあまり伝わらず、他は下ツ道として史料にみえる。すなわち永仁6年(1298)文書に右京六条一坊四坪南大路辻合の地の東は「下野道」とあり〔東大寺文書〕、同年の西大寺田園目録に左京七条一坊三坪の地について「下津道ノヒラヲサ西」とあり、さらに右京八条一坊三坪の地について「下津道之流」とある。なお左京五条一坊十二坪の地についての「東ノハシ下津道ノ東カケツイチ」という記載はそのままでは実情に即しない。

16 なお坪内の地割についても、詳細に検討すれば、宅地割の資料がえられるであろう。基本的に十字に四分した地割が比較的多い。また宅地の島地化、さらに田地化の時期についても文献史料によってある程度把握できる。

17 大字界・小字界は複雑になるので付図に表記できなかったが、これまた条坊区画を踏襲している場合が多く、条坊復原の資料として重要である。

4. 課題

以上は遺存地割・地名による平城京の復原調査の過程において着目された事項のうち主要なものを略記し、付図に対する若干の説明をも兼ねたものであるが、忽々の間における考察であり、資料の蒐集検討も不十分であるため、なお遺漏が多く、あくまで中間報告の域を出ていない。しかし繰り返えし述べたように、この作業によって平城京の全体像がかなり細部まで実地に即して具体的に明らかになったので、今後はこの結果を平城京の保存調査にできるだけ有効に活用して行くことが要望される。とくにこの調査は昭和37年撮影の航空写真を図化した地図

を基本とし、付図もその地図上に平城京の遺存地割を記入したため、それはあくまで昭和37年現在の状況を示したものであることを留意されたい。いま同じ結果を昭和44年12月撮影の航空写真を図化して作成された奈良国際文化観光都市計画図に転写してみると、その間における変貌、つまり開発に伴う急速な平城京の破壊に驚かざるを得ない。ましてそれからすでに5年をへている現在では、開発はいっそう進み破壊も著しいとみられる。このような現状に対しては、まず今後は平城京を無秩序な開発に委ねることなく、こうした条坊制の具体的な復原結果を、外京つまり旧奈良市街を含めて、最大限に都市計画の街路計画に盛り込むことが必要であり、そうしたことの基礎資料を得るためにも、街区の状態を典型的に把握することを目的とした発掘調査を、せめて条坊の1坪分を単位に早急に行なうことが望まれる。幸い京内の調査は今回の朱雀大路はじめ市庁舎建設予定地などの発掘調査によってようやくその緒についた感があるが、今後そうした調査の積み重ねによって条坊街区の保存、京内遺跡の調査が進み、今回の調査を含めて、平城京保存調査会以来私たちの続けてきた作業がいっそう実りあるものとなることを望んでやまない。

(岸 俊男)

(付記) 今回の調査には狩野久はじめ、今泉隆雄・和田萃・鎌田元一・栄原永遠男が参加し、また平城京保存調査会の作業では上記のほか、鬼頭清明・横田拓実・千田稔・高橋誠一らの協力をえた。